

各位

株式会社 紀陽銀行

## 紀陽「ATMカードローン」契約規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2023年8月30日より、下記のとおり紀陽「ATMカードローン」契約規定を改定いたします。

## 記

## 1. 改定する規定

紀陽「ATMカードローン」契約規定

## 2. 改定内容

改定後	改定前																																		
第7条（定例返済）	第7条（定例返済）																																		
<p>(1)この取引に基づくお客さまの毎月の返済額（以下「定例返済額」という）は、毎月の約定返済日現在に当座貸越残高がある場合に限り、翌月の約定返済日（銀行休業日の場合は翌営業日、以下「定例返済日」という）に前月の定例返済日の当座貸越残高に依りて次のとおりとなります。ただし、前月の定例返済日に当座貸越残高もしくは当座貸越利息がない場合でも、お客さまは前月の定例返済日から当月の定例返済日の前日までに発生した利息は当月の定例返済日に支払うものとし、なお、当月の定例返済日の前日までに発生した利息額が、下表に定める定例返済額を超える場合には、その利息額を定例返済額として返済するものとし、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="color: red;">前月の定例返済日の当座貸越残高</th> <th style="color: red;">定例返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="color: red;">10万円以下</td><td style="color: red;">2千円</td></tr> <tr><td style="color: red;">10万円超 20万円以下</td><td style="color: red;">4千円</td></tr> <tr><td style="color: red;">20万円超 30万円以下</td><td style="color: red;">6千円</td></tr> <tr><td style="color: red;">30万円超 40万円以下</td><td style="color: red;">8千円</td></tr> <tr><td style="color: red;">40万円超 50万円以下</td><td style="color: red;">1万円</td></tr> <tr><td style="color: red;">50万円超 100万円以下</td><td style="color: red;">1万5千円</td></tr> <tr><td style="color: red;">100万円超 150万円以下</td><td style="color: red;">2万5千円</td></tr> <tr><td style="color: red;">150万円超 200万円以下</td><td style="color: red;">3万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)上記(1)の定めに関わらず、2023年8月29日が経過した時点で、銀行に対し、履行していない債務のあるお客さまは、その債務の履行に関わらず下表に定める定例返済額とし、以降も変更しないものとし、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="color: red;">前月の定例返済日の当座貸越残高</th> <th style="color: red;">定例返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="color: red;">50万円以下</td><td style="color: red;">1万円</td></tr> <tr><td style="color: red;">50万円超 100万円以下</td><td style="color: red;">2万円</td></tr> <tr><td style="color: red;">100万円超 200万円以下</td><td style="color: red;">3万円</td></tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">(以降、項番号を繰り下げ)</p>	前月の定例返済日の当座貸越残高	定例返済額	10万円以下	2千円	10万円超 20万円以下	4千円	20万円超 30万円以下	6千円	30万円超 40万円以下	8千円	40万円超 50万円以下	1万円	50万円超 100万円以下	1万5千円	100万円超 150万円以下	2万5千円	150万円超 200万円以下	3万円	前月の定例返済日の当座貸越残高	定例返済額	50万円以下	1万円	50万円超 100万円以下	2万円	100万円超 200万円以下	3万円	<p>(1)この取引に基づくお客さまの毎月の返済額（以下「定例返済額」という）は、毎月の約定返済日現在に当座貸越残高がある場合に限り、翌月の約定返済日（銀行休業日の場合は翌営業日、以下「定例返済日」という）に前月の定例返済日の当座貸越残高に依りて次のとおりとなります。ただし、前月の定例返済日に当座貸越残高もしくは当座貸越利息がない場合でも、お客さまは前月の定例返済日から当月の定例返済日の前日までに発生した利息は当月の定例返済日に支払うものとし、なお、当月の定例返済日の前日までに発生した利息額が、下表に定める定例返済額を超える場合には、その利息額を定例返済額として返済するものとし、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="color: red;">前月の定例返済日の当座貸越残高</th> <th style="color: red;">定例返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="color: red;">50万円以下</td><td style="color: red;">1万円</td></tr> <tr><td style="color: red;">50万円超 100万円以下</td><td style="color: red;">2万円</td></tr> <tr><td style="color: red;">100万円超 200万円以下</td><td style="color: red;">3万円</td></tr> </tbody> </table>	前月の定例返済日の当座貸越残高	定例返済額	50万円以下	1万円	50万円超 100万円以下	2万円	100万円超 200万円以下	3万円
前月の定例返済日の当座貸越残高	定例返済額																																		
10万円以下	2千円																																		
10万円超 20万円以下	4千円																																		
20万円超 30万円以下	6千円																																		
30万円超 40万円以下	8千円																																		
40万円超 50万円以下	1万円																																		
50万円超 100万円以下	1万5千円																																		
100万円超 150万円以下	2万5千円																																		
150万円超 200万円以下	3万円																																		
前月の定例返済日の当座貸越残高	定例返済額																																		
50万円以下	1万円																																		
50万円超 100万円以下	2万円																																		
100万円超 200万円以下	3万円																																		
前月の定例返済日の当座貸越残高	定例返済額																																		
50万円以下	1万円																																		
50万円超 100万円以下	2万円																																		
100万円超 200万円以下	3万円																																		

※改定後規定は別紙をご参照ください

## 3. 改定日 2023年8月30日（水）

※ご契約中のお客さまは、2023年9月1日のご返済より定例返済額が変更となります。

以上

## 紀陽「ATMカードローン」契約規定（2023年8月30日）

阪和信用保証株式会社の保証に基づいて、株式会社紀陽銀行（以下「銀行」という）と行う紀陽「ATMカードローン」契約に基づく取引（以下「この取引」という）は、この契約規定の定めるところによります。

## 第1条（契約の成立等）

（1）この取引の契約は、銀行があらかじめこの取引をすることを適当と認めたお客さまが、以下の要件を満たす場合に成立します。

①ATMカードローン指定預金口座（以下「利用口座」という）のキャッシュカードを利用して銀行所定現金自動預入払出兼用機（以下「ATM」という）または銀行が提供するスマートフォンアプリ（以下、「アプリ」という）により申込みを同意しかつ、銀行が申込本人と確認したとき。

（2）前項の規定にかかわらず、銀行は、契約者ご本人（以下「お客さま」という）がこの取引に基づく当座貸越を利用できるかどうか審査する場合があります。この場合、審査の結果、銀行が可と判断しない限り、この取引に基づく当座貸越は利用できないものとします。

## 第2条（お取引の方法）

（1）お客さまは、この取引を銀行本支店のうちいずれか1か店において1口座のみ開設することができるものとします。

（2）この取引は、カードローンの機能を付与したキャッシュカード（以下「このカード」という）の使用による当座貸越利用のための専用の当座勘定取引とし、小切手・手形の振出し、あるいは引き受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。

（3）この取引に基づく当座貸越残高は、このカードの使用による払い戻し、および第3条に定める自動融資により発生し、紀陽「ATMカードローン」の当座貸越口座（以下「当座貸越口座」という）に入金することにより減少するものとします。

（4）前項の当座貸越における払い戻しおよび自動融資は、第7条における定例返済を遅延した場合には、利用できないものとします。

（5）このカードでのATM等の取扱いについては、別に定める紀陽「ATMカードローン」カード規定の定めによるものとします。

## 第3条（自動融資）

利用口座が、銀行所定の口座振替契約等による出金のため資金不足になったとき（利用口座に総合口座取引規定に基づく当座貸越契約がある場合には、この当座貸越の限度額を超える場合）には、第5条に定める貸越極度額の範囲内で不足相当額を当座貸越として当座貸越口座から自動的に出金し、利用口座に入金されるものとします。

ただし、利用口座の資金不足が第7条に定める定例返済による場合は除きます。

#### 第4条（契約期限）

（1）この取引の契約期限は、この契約の締結の日から1年後の応答日の属する月の末日（以下「期限満了日」という）までとし、期限満了日の前日までにお客さままたは銀行の一方から、特段の意思表示のないときは、さらに1か年延長するものとし、それ以後も同様とします。

ただし、お客さまの年齢が満75歳を超えた場合、期限の延長は行わないものとします。

（2）前項の期限延長に関し、銀行が審査等のため、資料の提供または報告を求めたときは、お客さまは直ちにこれに応じるものとします。

（3）期限満了日の前日までにお客さままたは銀行の一方から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は以下によることとします。

①お客さまが期限満了日までに貸越元利金を全額返済し、このカードのカードローン機能を放棄するものとします。

②お客さまは期限満了日の翌日以降、この取引による当座貸越は受けられないものとします。

③期限が到来しても、銀行に対する債務が存在する間は、この契約の効力は存続するものとします。

④期限満了日に貸越元利金がない場合は期限満了日の翌日に、貸越元利金がある場合は完済日に、この契約は当然に解約されるものとします。

（4）更新期限に、銀行はお客さまに事前にカードローン契約解約の旨の通知を行い、お客さまから特段の申し出がない場合、期限満了日の属する月の翌月にカードローン契約を解約することができるものとします。

#### 第5条（貸越極度額）

（1）この取引の貸越極度額は、ATM利用明細票またはアプリのご契約内容に記載された金額とします。

なお、銀行がやむを得ないものと認めて、極度額を超えて当座貸越を行った場合もこの規定の各条項が適用されるものとし、銀行からの請求があり次第、お客さまは直ちに貸越極度額を超える金額を支払うものとします。

（2）銀行は前項の規定にかかわらず、この取引の貸越極度額を増額または減額することができるものとします。

この場合、銀行は変更後の貸越極度額および変更日等必要な事項をお客さまに通知するものとします。

#### 第6条（貸越利息、損害金等）

（1）この取引による貸越金の利息は付利単位を100円とし、毎月1日（銀行休業日の場合は翌営業日）に、銀行所定の貸越利率（以下「貸越利率」という）により1年365日として日割りで計算し、お客さまは貸越元金とともに支払うものとします。

（2）お客さまが銀行に対する債務を履行しなかった場合には、お客さまは支払うべき金額に対し、年18%（年365日の日割計算）の割合による損害金を支払うものとします。

（3）金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は本契約に基づく利率を一般的に行われる程度のものに変更することができるものとします。なお銀行は、本契約に基づく利率を変更する場合には、あらかじめその内容および変更日を銀行の本支店に掲示するものとし、変更日以降、お客さまは変更内容に従って本契約を履行するものとします。

（4）この取引における貸越利息には、銀行が保証会社に対して負担する保証料を含むものとしま

す。

(5) 銀行は、貸越利率を銀行所定の基準及び方法により優遇することができます。この場合銀行はお客さま通知することなく、いつでもその優遇の取扱いを中止または優遇幅を変更することができるものとします。

#### 第7条（定例返済）

(1) この取引に基づくお客さまの毎月の返済額（以下「定例返済額」という）は、毎月の約定返済日現在に当座貸越残高がある場合に限り、翌月の約定返済日（銀行休業日の場合は翌営業日、以下「定例返済日」という）に前月の定例返済日の当座貸越残高に応じて次のとおりとなります。ただし、前月の定例返済日に当座貸越残高もしくは当座貸越利息がない場合でも、お客さまは前月の定例返済日から当月の定例返済日の前日までに発生した利息は当月の定例返済日に支払うものとします。なお、当月の定例返済日の前日までに発生した利息額が、下表に定める定例返済額を超える場合には、その利息額を定例返済額として返済するものとします。

前月の定例返済日の当座貸越残高	定例返済額
10万円以下	2千円
10万円超 20万円以下	4千円
20万円超 30万円以下	6千円
30万円超 40万円以下	8千円
40万円超 50万円以下	1万円
50万円超 100万円以下	1万5千円
100万円超 150万円以下	2万5千円
150万円超 200万円以下	3万円

(2) 上記(1)の定めに関わらず、2023年8月29日が経過した時点で、銀行に対し、履行していない債務のあるお客さまは、その債務の履行に関わらず下表に定める定例返済額とし、以降も変更しないものとします。

前月の定例返済日の当座貸越残高	定例返済額
50万円以下	1万円
50万円超 100万円以下	2万円
100万円超 200万円以下	3万円

(3) お客さまは前項の定例返済額の中には、元金および第6条(1)に定める貸越利息が含まれていることを確認します。ただし、定例返済を遅延した場合の第6条(2)に定める損害金は定例返済額に加算してお客さまは支払うものとします。

(4) 定例返済日前日の当座貸越残高と利息の合計額が上記(1)に定める定例返済額に満たない場合には、お客さまはその合計額を定例返済額として返済するものとします。

#### 第8条（返済金額の自動引き落とし）

(1) 第7条に定める定例返済は自動引き落としの方法によることとし、銀行は利用口座から普通預金口座通帳、同払戻請求書によらず定例返済額の引き落としを行いますので、お客さまは定例返済日の前日までに定例返済額以上を預け入れるものとします。なお、万一利用口座の支払可能残高が定例返済額に満たない場合には、銀行はその返済の一部に充当する取扱いはせず、その全額について定例返済日に返済がないものとします。

(2) 万一お客さまの預け入れが遅延した場合には、銀行は預け入れ後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。

(3) 前各項の手続きにおいて、他に支払請求があった場合、または銀行に対する他の債務の約定返済がある場合には、支払または返済順序については、銀行の任意とします。

#### 第9条（任意返済）

(1) お客さまは第7条による定例返済のほか、定例返済を遅延していない場合に限り、随時に任意の金額を直接当座貸越口座に入金することにより当座貸越金を返済することができるものとします。

(2) 入金額が当座貸越残高を超える場合には、その超える金額は利用口座の普通預金へ「カード入金剰余金」として銀行が振り替えるものとします。

(3) お客さまによる当座貸越口座への直接の入金は、ただちに資金化できるもの（通貨または他預金からの振替等）に限るものとします。

#### 第10条（即時支払）

(1) お客さまについて、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告等がなくても、お客さまは本契約による債務全額について期限の利益を失うものとし、直ちに当座貸越元利金全額を支払うものとします。

①第7条による定例返済を遅延し、書面等により督促したにもかかわらず次の約定返済日までに返済額相当額を返済しなかったとき。

②支払の停止、または競売、破産、民事再生手続の申立があったとき。

③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

④お客さまの預金その他銀行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。

⑤住所変更の届出を怠るなど、お客さまの責めに帰すべき事由によって、銀行にお客さまの所在が不明になったことを銀行が知ったとき。

⑥保証会社から保証の取消、解除の申出があったとき。

(2) お客さまについて、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行の請求によって、お客さまは本契約による債務全額について期限の利益を失うものとし、お客さまは直ちに当座貸越元利金全額を支払うものとします。

①お客さまが、銀行に対する債務の一部でも、期限に履行しなかったとき。

②お客さまが、銀行の取引約定の一つにでも違反したとき。

③お客さまが、この取引に関して、銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。

④前各号①～③以外に、お客さま本人の信用状態に著しい変化が生じるなど、銀行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

#### 第11条（取引の中止、解約）

(1) お客さまが定例返済を遅延した場合は、その延滞分を解消するまで当座貸越における払い戻しおよび自動融資のご利用はできないものとします。また、第4条における契約期限が更改されなかった場合も、銀行は当座貸越における払い戻しおよび自動融資の取扱いを行わないものとします。

(2) 前項以外の場合で、前条各号の事由があるとき、第20条第3項の規定に基づきお客さまが期限の利益を喪失したとき及び第1条第2項に基づく審査の結果、銀行がこの取引に基づく当座貸越の

利用を不可と判断したときは、銀行はいつでも貸越を中止し、またはこの取引を解約できるものとします。

(3) お客さまの方からこの取引を解約する場合には、銀行所定の書面により行うものとします。

(4) 上記(2)、(3)により、この取引が解約または中止された場合において貸越元利金があるときは、お客さまはそれら全額を直ちに支払うものとします。

#### 第12条（銀行からの相殺）

(1) 第10条によって、お客さまが貸越元利金を支払わねばならない場合には、その債務全額とお客さまの預金その他の債権とをその期限のいかんにかかわらず、銀行はいつでも相殺できるものとします。

(2) 前項の相殺をする場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、預金その他の債権を払い戻し、この取引の債務の返済にあてることができるものとします。

(3) 前各項によって相殺をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行日までとし、預金等の利率は銀行の預金規定等の定めによるものとします。

#### 第13条（お客さまからの相殺）

(1) 弁済期にあるお客さまの預金その他の債権と、お客さまの銀行に対するこの取引に基づく債務とを、この取引に基づく債務の期限が未到来であっても、お客さまの都合で相殺することができるものとします。

(2) 前項により、お客さまが相殺する場合には、相殺通知は実行する日の15日前までに書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳および届出印を押捺した銀行所定の払戻請求書等を、お客さまは直ちに銀行に提出するものとします。

(3) 前各項により、お客さまが相殺する場合、債権債務の利息・損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率・料率は銀行の定めによるものとします。

#### 第14条（債務の返済等にあてる順序）

(1) 第12条による相殺の場合、お客さまの債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行は、銀行が適当と認める順序方法により充当することができるものとし、その充当に対してお客さまは異議をのべられないものとします。

(2) 第13条による相殺の場合、お客さまの債務全額を消滅させるに足りないときはお客さまの指定する順序方法により充当するものとします。

(3) お客さまが前項の指定をしないときは、銀行は、銀行が適当と認める順序方法により充当することができるものとし、その充当に対してお客さまは異議をのべられないものとします。

(4) 上記(2)に従って、お客さまが順序方法を指定したとしても、銀行が債権保全上、支障の生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議をのべ、担保、保証の有無、軽重、処分難易、弁済期の長短などを考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができるものとし、その充当に対してお客さまは異議をのべられないものとします。

(5) 上記(2)を除く本条の各項によって銀行が充当する場合は、お客さまの期限未到来の債務については、期限が到来したものとします。

#### 第15条（危険負担・免責条項）

（1）お客さまが銀行に差し入れた契約書等が、災害、事変、やむを得ない事由による通信機器、回線などの障害を原因とする取扱いの遅延または不能、および輸送途中の事故、郵便上の事故、裁判所等公的機関の措置等、銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失、損傷、または延着した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいてお客さまは債務を弁済するものとします。なお、銀行からの請求があれば、お客さまは直ちに、代替りの契約書等を差し入れるものとします。この場合に生じた損害については、お客さまは銀行になんらの請求もできないものとします。

（2）この取引にかかわる書類の印影（または暗証番号）と、お客さまの利用口座の届け出た印鑑（または暗証番号）とを銀行が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、それらの書類、印章、カード等について偽造、変造、盗用等があっても、これによって生じた損害はお客さまが負担するものとします。

（3）この取引に基づくお客さまに対する権利の行使もしくは保全、または担保の取立もしくは処分にあつた費用およびお客さまの権利を保全するために銀行の協力を依頼した場合にあつた費用は、お客さまが負担するものとします。

#### 第16条（届出事項の変更）

（1）お客さまの氏名、電話番号、住所、印鑑、その他銀行に届け出た事項に変更があつたときは、お客さまは直ちに書面によって銀行へ届け出るものとします。

（2）お客さまが前項の届出を怠つたため、銀行がお客さまから最後に届出のあつた氏名、電話番号、住所あてに通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかつたときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 第17条（契約の変更）

（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 第18条（報告および調査）

（1）お客さまの信用状態について、銀行が債権保全上必要と認めて請求したときは、お客さまは直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。

（2）お客さまの信用状態について、重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行からの請求がなくてもお客さまは直ちに報告するものとします。

#### 第19条（合意管轄）

この契約の契約準拠法は日本法とします。この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることにお客さまは合意するものとします。

#### 第20条（反社会的勢力の排除）

（1）お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴

力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（２）お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

（３）お客さまが、暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、お客さまは銀行から請求があり次第、この約定にかかる債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

（４）前項の規定の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。

## 第21条（第三者による弁済）

お客さま以外の第三者から弁済の提供があった場合、借入人本人の意思に反することを認識していない場合には、銀行はこれを有効な弁済として受領することができるものとします。

以 上